

告 示

埼玉県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により都市計画の変更の案を縦覧に供する。

令和三年二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類

和光都市計画都市再開発の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

和光都市計画区域の区域

三 縦覧場所

埼玉県都市整備部市街地整備課、埼玉県朝霞県土整備事務所、和光市建設部都市整備課

四 縦覧期間

令和三年二月五日から令和三年二月十九日まで